

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の3第2項

処 分 の 概 要：獵銃等射撃指導員の指定の解除

原権者（委任先）：山口県公安委員会

法 令 の 定 め：

- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項、第2項（獵銃等射撃指導員）
- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（獵銃等射撃指導員の基準）

処 分 基 準：

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。

なお、同規則に定める獵銃等射撃指導員の指定の基準中

- (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。
- (2) 「相当な人格識見」とは、獵銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。
- (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）

備 考：